

# プレスリリース

このリリースに関する連絡先:

三島祐子  
広報担当アシスタントマネージャー  
03 6271 9408  
[yuko.mishima@bakermckenzie.com](mailto:yuko.mishima@bakermckenzie.com)

(本リリースは 2016 年 11 月 16 日、アジア・パシフィックで発表したリリースの抄訳です)

## ベーカー&マッケンジー、Asian-MENA Counsel 誌の調査において、アジア地域で「即応性と対応力に最も優れた国際法律事務所」として高評価を獲得

【アジア・パシフィック発 2016 年 11 月 29 日】ベーカー&マッケンジーは、Asian-MENA Counsel 誌が実施した「Representative Corporate Asia & Middle East Survey 2016」（アジアおよび中東における代表的企業に関する調査 2016 年版）において、アジア・パシフィックの多くの地域で「Most Responsive Law Firm」（即応性と対応力に最も優れた法律事務所）としての評価を獲得いたしました。当事務所が本評価を獲得した地域の数、他の法律事務所と比較して 8 年連続で最多となります。

ベーカー&マッケンジーは本調査において、企業の法務担当者により、中国、香港、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、及びアラブ首長国連邦において「Most Responsive International Firm of the Year」（即応性と対応力に最も優れた国際法律事務所）として選出されました。メンバーファームであるインドネシアオフィス（Hadiputranto, Hadinoto & Partners）及びマレーシアオフィス（Wong & Partners）はそれぞれインドネシア及びマレーシアにおける「Most Responsive Domestic Firm of the Year」（即応性と対応力に最も優れた国内法律事務所）として選出されました。さらに、8 つの地域（日本、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の 49 部門で「In-House Community Firm of the Year」（企業内弁護士協会が選出する年間最優秀事務所）として評価されました。

先頃ベーカー&マッケンジーのアジア・パシフィック地域のチェアマンに就任したゲイリー・セイブは今回の選出について、「私たちの使命は明確です。それは、この地域において選ばれる国際法律事務所としての地位を保つこと、すなわち、クライアント企業が最も支援を必要としている国や司法管轄地域において、商業的見地に基づく迅速かつ的確なアドバイスを提供することです」と述べています。同氏はさらに「規模の優位性も諸要素の一つですが、重要なのは、各分野に関して当ファームが有する知識や経験の幅と厚み、そして専門家各々が提供することができるアドバイスの本質的な価値の大きさです。私たちの努力がクライアント企業やビジネス界全体から高く評価されていることを非常に喜ばしく思います。今回の選出にあたり、クライアント企業と Asian-MENA Counsel 誌に心より感謝の意を表したいと思います」とコメントしています。

Pacific Business Press (Asian-MENA Counsel 誌の発行元) による本調査は、アジア・パシフィック及び中東地域における 21,000 名超の企業内弁護士や企業幹部を対象として、最も信頼されている法律事務所を決定するために実施されたものです。回答者は、それぞれの地域において利用した外部のカウンセラーサービスの品質や価値に関する質問に回答し、アンケートの集計結果に基づいて各部門の受賞事務所が選ばれました。

ベーカー&マッケンジーとそのメンバーファームの受賞部門は以下のとおりです。

- 「Alternative Investment Funds (代替投資ファンド)」部門 (インドネシア/マレーシア/タイ)
- 「Antitrust (独占禁止法)」部門 (香港/マレーシア/フィリピン/タイ)
- 「Aviation (航空)」部門 (香港)
- 「Banking & Finance (銀行・金融)」部門 (インドネシア/タイ)
- 「Capital Markets (キャピタル・マーケット)」部門 (インドネシア/タイ)
- 「Compliance and Regulatory (コンプライアンス・規制)」部門 (香港/インドネシア/フィリピン/タイ)
- 「Corporate and M&A (コーポレート・M&A)」部門 (中国/香港/インドネシア/シンガポール/タイ)
- 「Employment (雇用)」部門 (香港/タイ)
- 「Environment (環境)」部門 (インドネシア/シンガポール/タイ)
- 「Insurance (保険)」部門 (香港/タイ)
- 「Intellectual Property (知的財産)」部門 (香港/マレーシア/フィリピン)
- 「International Arbitration (国際仲裁)」部門 (日本/インドネシア/タイ)
- 「Islamic Finance (イスラム金融)」部門 (インドネシア)
- 「Life Sciences (ライフサイエンス)」部門 (インドネシア)
- 「Litigation and Dispute Resolution (訴訟・紛争解決)」部門 (日本/香港/タイ)
- 「Projects and Project Financing (プロジェクト・プロジェクトファイナンス)」部門 (中国/インドネシア/タイ)
- 「Real Estate and Construction (不動産・建設)」部門 (香港)
- 「Restructuring and Insolvency (事業再編・倒産)」部門 (インドネシア)
- 「Taxation (租税)」部門 (香港/インドネシア/シンガポール)
- 「Telecommunications, Media & Technology (通信・メディア・テクノロジー)」部門 (香港/タイ)

- 以上 -

## ベーカー&マッケンジーについて

ベーカー&マッケンジーは、47 か国 77 のオフィスに 13,000 名以上を擁する国際法律事務所です。1949 年の設立以来、世界の一流企業を始めとして様々な企業にアドバイスを提供しています。2016 年 6 月 30 日決算期における収入は、26 億 2,000 万米ドルです。ファームのエグゼクティブ・コミッティのチェアマンは、ポール・ローリンソンが務めています。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカー&マッケンジーの東京事務所として 1972 年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカー&マッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。